

相続税の申告が必要かどうかお悩みの方は・・・

国税庁ホームページの

相続税の申告要否判定コーナー

をご利用ください。

国税庁

検索

① 相続税の申告要否判定コーナー

「国税庁ホームページ」のトップ画面から「相続税の申告要否判定コーナー」ボタンをクリックして、相続税の申告要否の判定を開始します。



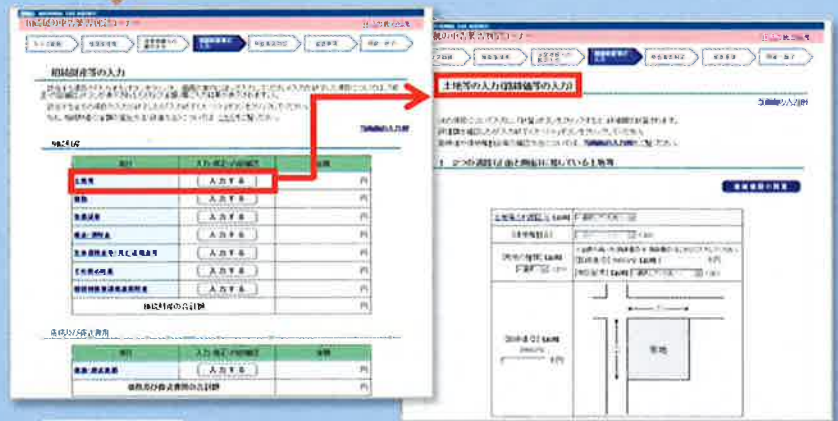
② 法定相続人の数の入力

画面の案内に従って法定相続人の数を入力することにより、遺産に係る基礎控除額を自動で算出します。

③ 相続財産・債務等の入力

相続等により取得した、財産や債務の価額等を個別に入力します。

画面の案内に従って金額等を入力すると、相続財産等の評価額等を自動で計算します。



④ 申告要否判定

②及び③の入力内容を基に、相続税の申告要否のおおよその判定を行います。

相続税の申告要否の判定後、小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）及び配偶者の税額軽減（配偶者控除）を適用した場合の税額計算のシミュレーションを行うこともできます。



税額計算シミュレーションについては、裏面をご覧ください。



税務署 平成 28 年 5 月

税額計算シミュレーションについて

相続税の申告要否の判定後、「小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）」及び「配偶者の税額軽減（配偶者控除）」を適用して、税額計算のシミュレーションを行うことができます。

(注)この税額計算は、計算過程を簡素化するなど、一定の条件の下に算出しており、あくまで税額の目安を示すものです。

● 小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）

2 小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)の計算

「計算ボタンをクリックすると、相続税の金額が計算されます。なお、計算方法によっては、このように表示されることがあります。」

No.	評価方法	利用目的 （居住用割合 割合等） （固定資産税 評価額）	所在地 面積	評価額	適用面積 特別適用後の 評価額	計算
1	路線価		東京都千代田区豊島3-1-1 330㎡	72,600,000円	330㎡ 14,520,000円	計算
2						
3						
4						

評価額合計 特別適用後の評価額 72,600,000円 特別適用後の評価額 14,520,000円

小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）を適用する宅地等の「適用面積」を入力することで、特例適用後の評価額を計算します。

● 配偶者の税額軽減（配偶者控除）

2 相続税の総額

「計算ボタンをクリックすると、相続税の金額が計算されます。なお、計算方法によっては、このように表示されることがあります。」

被相続人の 続柄	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額 (1,000円未満は切り捨て)	相続税の総額 受ける相続	計算
配偶者	1/2	496,000円	496,000円	計算
子供1	1/4	2,480,000円	2,480,000円	
子供2	1/4	2,480,000円	2,480,000円	

相続税の総額(100円未満切捨て) 992,000円

3 配偶者の税額軽減(配偶者控除)の計算

配偶者の税額軽減(配偶者控除)は次のとおりです。

項目	算出した相続税額	配偶者の税額軽減額	納付税額
配偶者	496,000円	496,000円	0円

各人の相続した財産の金額等を基に、「配偶者の税額軽減（配偶者控除）」を適用して税額を計算します。

特例適用・税額計算 シミュレーション

「1 小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)」を適用しない場合は、「2 各人の納付すべき税額」へ進んでください。

1 小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)

「小規模宅地等の特例の適用」ボタンをクリックすると、小規模宅地等(特定居住用宅地等)の計算を行う入力画面へ進みます(入力が終わると、「相続税の総額」欄に小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)適用後の金額が表示されます。)

小規模宅地等の特例の適用

項目	特例適用前の金額	特例適用後の金額
① 相続財産の合計額	119,000,000円	60,920,000円
② 債務及び葬式費用の合計額	3,000,000円	3,000,000円
③ 被相続人の3年以内の贈与財産の合計額	116,000,000円	57,920,000円
④ 相続開始前の3年以内の贈与財産の合計額	0円	0円
⑤ 課税遺産の合計額	116,000,000円	57,920,000円
⑥ 遺産に係る基礎控除額	48,000,000円	48,000,000円
⑦ 課税遺産総額(⑤-⑥)(赤字のときは0)	68,000,000円	9,920,000円

※1 「小規模宅地等の特例」を適用する場合は、課税遺産の合計額(上記表の「⑤課税遺産の合計額」)の特例適用後の金額が「遺産に係る基礎控除額」以下であっても、相続税の申告する必要があります。

※2 「⑦課税遺産総額」の判定結果が「0」の場合であっても、遺産分割の内容によっては相続税の申告が必要となる場合があります。詳しくはこちらをご覧ください。

2 各人の納付すべき税額(配偶者の税額軽減(配偶者控除)の適用を含む。)

「相続税の税額計算」ボタンをクリックすると、相続税の計算を行う入力画面へ進みます(入力が終わると、「各人の納付すべき税額」欄に金額が表示されます。)

相続税の税額計算

項目	被相続人との続柄	納付税額
⑧ 各人の納付すべき税額	配偶者	0円
	子供1	248,000円
	子供2	248,000円

Web-TAX-TV（税に関する動画）のご案内

Web-TAX-TVはこちら
当コーナーの利用方法を動画で説明しています。

相続税の申告手続
配信月 平成29年1月
再生時間 15分00秒
Windows Media Player 再生済
Flash Player 再生済

相続税の申告要否判定コーナー
配信月 平成27年11月
再生時間 1分30秒
Windows Media Player 再生済
Flash Player 再生済

「相続税の申告要否判定コーナー」のトップページに、当コーナーを活用した申告要否の確認方法を紹介する、国税庁インターネット番組（Web-TAX-TV（税に関する動画））をご案内しています。

当コーナーをご利用の際に、是非ご覧ください。